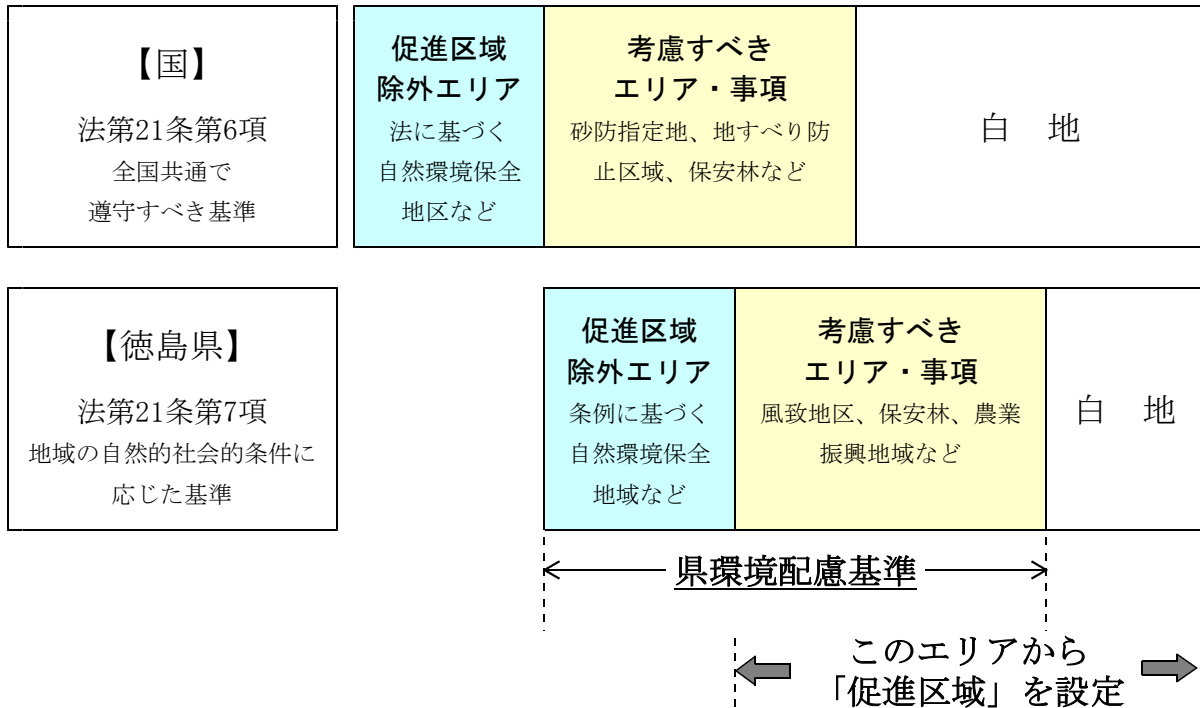


徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）について

1 環境配慮基準策定の趣旨

改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令等に基づき、騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した本県の環境配慮基準を策定する。

2 改正温対法における環境配慮基準の位置づけ



3 本県における環境配慮事項

- (1) 自然環境（国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全、希少野生生物、鳥獣保護等に関する法令・条例）
- (2) 地震防災（津波浸水区域、特定活断層調査区域）
- (3) 景観保全（重要伝統的建造物群保存地区、風致地区）
- (4) 農地の保全（農地法）
- (5) ため池の保全（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）
- (6) 保安林（森林法）
- (7) 土砂災害防止（土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）
- (8) その他環境配慮に必要と認められる事項

4 スケジュール

令和4年2月22日	庁内タスクフォース会議
3月31日	環境審議会気候変動部会 環境配慮基準素案の策定
4月1日	環境省令施行
4月～5月	市町村・関係機関へ意見照会
6月～7月	県議会、パブリックコメント、環境審議会気候変動部会 環境配慮基準策定

地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

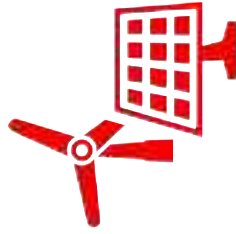
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）



政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

- 都道府県 = 事業推進の方向付け
 - 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
 - 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準
- 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進
 - 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
 - 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

援助※1
(計画策定の促進)

合意形成
プロセス
※2



住民や関係自治体への意見聴取

協議会での協議

許可等権者への協議

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等



- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネテンションを最大限活用するよう意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブソーシングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項

実施主体

実施すべき事項のイメージ

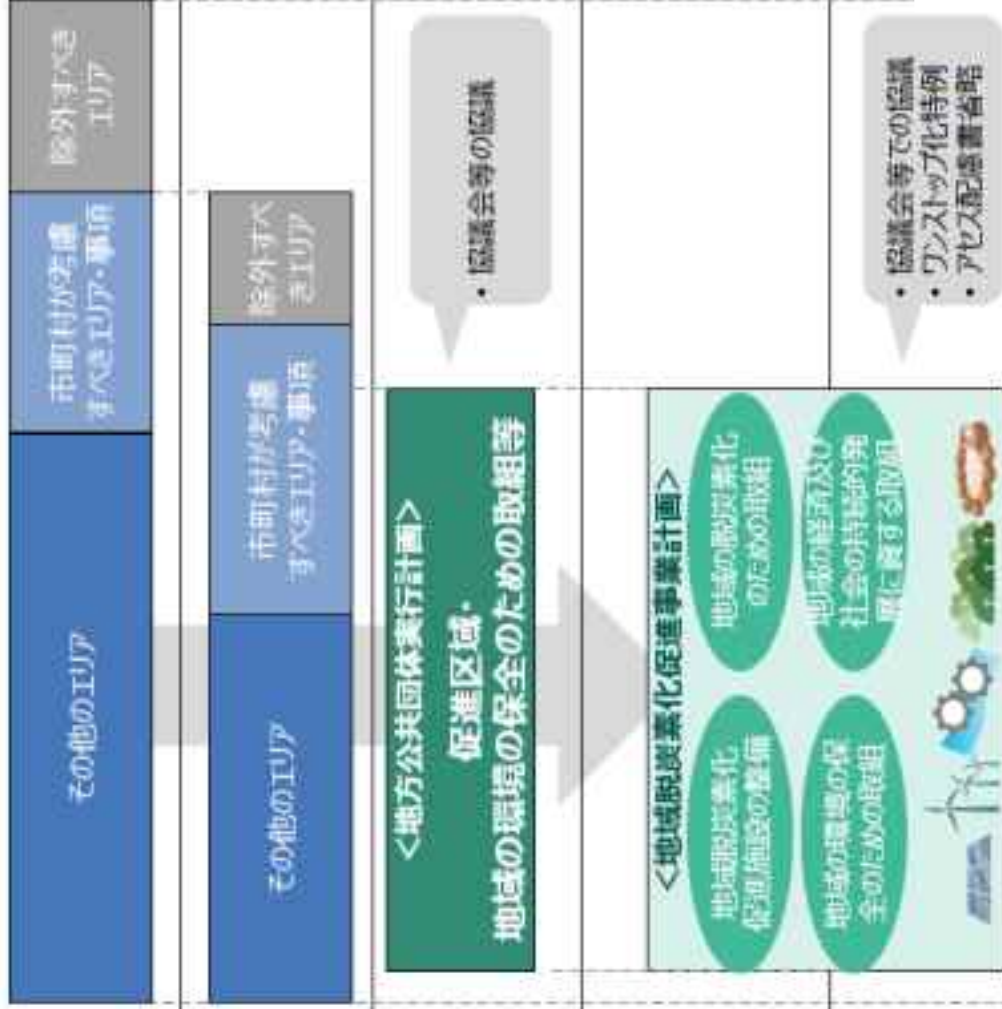
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)
国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。

2. 都道府県の環境配慮基準の設定
都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。

3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定
市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。

4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定
事業者は、促進区域において整備する施設の種別・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素化促進事業計画」として作成・申請する。

5. 地域脱炭素化促進事業の認定
事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。



徳島県気候変動対策推進計画 (緩和編) 別冊

徳島県 促進区域の設定に関する 環境配慮基準(素案)

令和4年●月

徳島県

徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）別冊

■徳島県促進区域設定に関する環境配慮基準（素案）

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定すること。

1. 太陽光発電（出力が4万kW以上のもの。）

(1) 次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと（改正地球温暖化対策推進法第二十一条第六項の環境省令で促進区域に含めないこととされた区域以外を対象とする）。

環境配慮事項	促進地域に含めない区域	区域等の設定根拠
・土地の安定性への影響	・保安林 ・第一種森林管理重点地域	・森林法 ・徳島県豊かな森林を守る条例
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例による保護区	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定剣山山系鳥獣保護区 ・県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法
・地域を特徴づける生態系への影響	・徳島県自然環境保全地域	・徳島県自然環境保全条例
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園 第1種特別地域 ・徳島県立自然公園 第1種特別地域	・自然公園法 ・徳島県立自然公園条例

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

・鳥獣保護管理法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

(2) 次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
・騒音による生活環境への影響	・環境保全配慮施設（学校、病院等）及び住宅の配置状況	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・関係機関、部局が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「工食用資材等の搬出入」について、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」について、建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について、施設の稼働による騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。なお、パワーコンディショナ・空調機器・変圧器の設置場所については、環境保全配慮施設や住宅との離隔距離を十分に確保するとともに、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策を講じること。
・水の濁りによる影響	・河川等の公共用水域の水質状況	・EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ・「造成等の施工による一時的な影響」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「地形改変及び施設の存在」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。
	・農業振興上支障がないか（農業用排水施設の機能に支障がないか）	・関係機関、部局へ聞き取り ・土地改良区に聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。
	・農業用ため池の利水のための管理や日常の維持管理、営農に支障がないか。	・ため池管理者へ聞き取り	・ため池の保全に備えた適性な事業計画にすること。

<p>・重要な地形及び地質への影響</p>	<p>・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害防止区域</p>	<p>・水防砂防情報マップ（徳島県HP）</p>	<p>・砂防、地すべり、急傾斜地は、開発の規模に対して制限。土砂法は、住家等の建築を法律で制限をしている。砂防、地すべり、急傾斜地の区域は、一定以上の開発行為に対しては、事前に都道府県知事の許可が必要となる。土砂法では、土砂災害特別警戒区域内に住家を建築する際には、対策工を施工して、土砂災害特別警戒区域の解除を条件とする等で制限を行っている。これらは、太陽光発電を行為として禁止しているものではないが、促進区域として扱い、開発を促進することは防災上不適切ではないかと考えられる区域。</p>
<p>・土地の安定性への影響</p>	<p>・農業振興上支障がないか（土砂の流出や崩壊等により、周辺農地への営農上の支障がないか）</p>	<p>・関係機関、部局へ聞き取り ・ハザードマップ</p>	<p>・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。</p>
<p>・地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）</p>	<p>・徳島県担当部局へ聞き取り</p>	<p>・徳島県HP</p>	<p>・地すべり防止区域について、太陽光発電施設を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。</p>
<p>・徳島県ため池データベース</p>	<p>・徳島県関係部局へ聞き取り</p>	<p>・徳島県HP</p>	<p>・太陽光発電施設を設置する際は、アンカー等の支持物が所用の安定性を満足する（流木等の流入も考慮に入れて）よう必要な措置を講じる。</p>
<p>・農業用ため池の将来の事業実施の有無</p>	<p>・徳島県関係部局へ聞き取り</p>	<p>・徳島県関係部局へ聞き取り</p>	<p>・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災工事等の集中的かつ計画的な推進にとりくんでいるため、防災重点農業用ため池については、事前に将来の事業計画について確認すること。</p>
<p>・農業用ため池のハザードマップ</p>	<p>・関係機関、部局へ聞き取り</p>	<p>・関係機関、部局へ聞き取り</p>	<p>・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができる様に影響範囲を把握しておくこと。</p>
<p>・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害防止区域</p>	<p>・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害防止区域</p>	<p>・水防砂防情報マップ（徳島県HP）</p>	<p>・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができる様に影響範囲を把握しておくこと。</p>

	・地すべり防止区域（林野庁所管）	・徳島県担当部局へ聞き取り	・地すべり防止区域について、太陽光発電施設を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。
・反射光による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関・部局が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよう措置を講じること。
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・EADAS ・環境省	・当該地の改変を避けた事業計画にすること
	・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・天然記念物（国・県指定）	・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱	・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響がでないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・県指定鳥獣保護区	・鳥獣保護区等位置図	・鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・天然記念物（国・県指定）	・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱	・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響がでないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
・地域を特徴づける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域 ・昆虫類の多様性保護のための重要地域	・EADAS	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園、県立自然公園 ・長距離自然歩道	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・景観計画区域・重要な景観形成地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、部局への聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区において「工作物の設置」、「土地の開墾その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、事前に関係機関、部局の許可が必要となる。 ・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・名勝（国・県指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、促進区域を設定しようとしている場所について、条例や景観計画によって保護されている区域に影響がないかどうか審議会に諮ること。 ・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている区域に影響がないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画にすること。

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・土砂法:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・重要里地里山:生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地:生物多様性の観点から重要度の高い湿地

2. 太陽光発電（出力が50kW以上4万kW未満のもの。）

(1) 次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと（改正地球温暖化対策推進法第二十一条第六項の環境省令で促進区域に含めないこととされた区域以外を対象とする）。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
・土地の安定性への影響	・保安林 ・第一種森林管理重点地域	・森林法 ・徳島県豊かな森林を守る条例
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例による保護区	・徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・国指定剣山山系鳥獣保護区 ・県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法
・地域を特徴づける生態系への影響	・徳島県自然環境保全地域	・徳島県自然環境保全条例
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園 第1種特別地域 ・徳島県立自然公園 第1種特別地域	・自然公園法 ・徳島県立自然公園条例

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

・鳥獣保護管理法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

(2) 次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
・騒音による生活環境への影響	・環境保全配慮施設（学校、病院等）及び住宅の配置状況	・環境アセスメントデータベース（EADAS） ・関係機関、部局が示す情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「工食用資材等の搬出入」について、道路交通騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「建設機械の稼働」について、建設作業騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「施設の稼働」について、施設の稼働による騒音に係る環境影響を実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。なお、パワーコンディショナ・空調機器・変圧器の設置場所については、環境保全配慮施設や住宅との離隔距離を十分に確保するとともに、パワーコンディショナ本体はキュービクルやコンテナ等に収納するなど適切な防音対策を講じること。
・水の濁りによる影響	・河川等の公共用水域の水質状況	・EADAS	<ul style="list-style-type: none"> ・「造成等の施工による一時的な影響」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。 ・「地形改変及び施設の存在」について、水の濁りに係る環境影響を、実行可能な範囲で回避又は低減する措置を講じること。
	・農業振興上支障がないか（農業用排水施設の機能に支障がないか）	・関係機関、部局へ聞き取り ・土地改良区に聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。
	・農業用ため池の利水のための管理や日常の維持管理、営農に支障がないか。	・ため池管理者へ聞き取り	・ため池の保全に備えた適性な事業計画にすること。

<p>・重要な地形及び地質への影響</p>	<p>・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害防止区域</p>	<p>・水防砂防情報マップ（徳島県HP）</p>	<p>・砂防、地すべり、急傾斜地は、開発の規模に対して制限。土砂法は、住家等の建築を法律で制限をしている。砂防、地すべり、急傾斜地の区域は、一定以上の開発行為に対しては、事前に都道府県知事の許可が必要となる。土砂法では、土砂災害特別警戒区域内に住家を建築する際には、対策工を施工して、土砂災害特別警戒区域の解除を条件とする等で制限を行っている。これらは、太陽光発電を行為として禁止しているものではないが、促進区域として扱い、開発を促進することは防災上不適切ではないかと考えられる区域。</p>
<p>・土地の安定性への影響</p>	<p>・農業振興上支障がないか（土砂の流出や崩壊等により、周辺農地への営農上の支障がないか）</p>	<p>・関係機関、部局へ聞き取り ・ハザードマップ</p>	<p>・促進区域の設定にあたっては、農業振興上支障とならないよう留意すること。 ・農地に発電設備を設置するには、それぞれの農地の状況に応じて、事前に「農用地区域からの除外」や、「農地転用許可」等の手続きが必要。</p>
<p>・地すべり防止区域（農林水産省農村振興局所管）</p>		<p>・徳島県担当部局へ聞き取り</p>	<p>・地すべり防止区域について、太陽光発電施設を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。</p>
<p>・徳島県ため池データベース</p>		<p>・徳島県HP</p>	<p>・太陽光発電施設を設置する際は、アンカー等の支持物が所用の安定性を満足する（流木等の流入も考慮に入れて）よう必要な措置を講じる。</p>
<p>・農業用ため池の将来の事業実施の有無</p>		<p>・徳島県関係部局へ聞き取り</p>	<p>・「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、防災工事等の集中的かつ計画的な推進にとりくんでいるため、防災重点農業用ため池については、事前に将来の事業計画について確認すること。</p>
<p>・農業用ため池のハザードマップ</p>		<p>・関係機関、部局へ聞き取り</p>	<p>・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができる様に影響範囲を把握しておくこと。</p>
<p>・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害防止区域</p>		<p>・水防砂防情報マップ（徳島県HP）</p>	<p>・決壊した場合に流出したパネル等の速やかな回収ができる様に影響範囲を把握しておくこと。</p>

	・地すべり防止区域（林野庁所管）	・徳島県担当部局へ聞き取り	・地すべり防止区域について、太陽光発電施設を設置する行為が地すべりを助長・誘発するおそれのあるものであるかを検討する。
・反射光による生活環境への影響	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・関係機関・部局が示す情報	・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
・植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度の高い区域 ・特定植物群落 ・巨樹、巨木林	・EADAS ・環境省	・当該地の改変を避けた事業計画にすること
	・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・天然記念物（国・県指定）	・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱	・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響がでないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
・動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・環境省レッドリスト ・徳島県レッドリスト ・県指定希少野生生物 ・国内希少野生動植物	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
	・県指定鳥獣保護区	・鳥獣保護区等位置図	・鳥獣の生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないよう配慮すること。
	・天然記念物（国・県指定）	・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱	・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている動物や区域に影響がでないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
・地域を特徴づける生態系への影響	・重要里地里山 ・重要湿地 ・生物多様性重要地域 ・昆虫類の多様性保護のための重要地域	・EADAS	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。
・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園、県立自然公園 ・長距離自然歩道	・地方環境事務所 ・徳島県担当部局	・事業に先立ち、必要に応じた調査を行い、必要な措置を講じること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区 ・景観計画区域・重要な景観形成地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、部局への聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区において「工作物の設置」、「土地の開墾その他の土地の形質の変更」、「木竹の伐採」等の行為を行う場合には、事前に関係機関、部局の許可が必要となる。 ・景観条例の届出対象行為への該当の有無等について、事前に関係機関、部局に確認する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要伝統的建造物群保存地区 ・重要文化的景観 ・名勝（国・県指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の国・県指定等文化財一覧 ・徳島県文化財保存活用大綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、促進区域を設定しようとしている場所について、条例や景観計画によって保護されている区域に影響がないかどうか審議会に諮ること。 ・促進区域を設定しようとしている場所について、保護されている区域に影響がないかどうか徳島県担当部局と事前協議すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県担当部局 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該歩道の改変を避けた、又は改変をできる限り小さくした事業計画にすること。

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・土砂法:土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- ・重要里地里山:生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地:生物多様性の観点から重要度の高い湿地